千葉市告示第７１５号

次の市税にかかる書類を次の方に送達すべきところ住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第２０条の２の規定により告示します。

これらの書類は千葉市東部市税事務所納税第二課で保管しておりますから、送達を受けるべき方の申し出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき、送達があったものと見なされます。

令和８年８月２０日

千葉市長　神谷　俊一

住（居）所及び氏名（名称）	書　類　名
米倉　基武	債権差押調書（謄本） 08千財東二第2250020号
以下余白	